

平成23年度

町自連総会資料

八王子市町会自治会連合会

平成23年5月29日 17時

会 場 エルシィ八王子

八王子市町会自治会連合会

平成23年度

第9回 定期総会次第

1. 開会の辞
2. 会長挨拶
3. 議長選出
4. 議事

第1号議案	平成22年度	事業報告
第2号議案	平成22年度	決算報告
第3号議案	平成22年度	会計監査報告
第4号議案	役員選出	
第5号議案	平成23年度	事業計画(案)
第6号議案	平成23年度	予算(案)
5. 退任町会自治会長に感謝状贈呈
6. 閉会の辞

事業報告

自 平成22年4月 1日

至 平成23年3月31日

I. 総括

私たち町会・自治会は「向こう三軒両隣」を基本にした「助け合い」「共助」の組織を地区ごとに纏めている組織です。

八王子市内の町会・自治会・管理組合は、557団体 157,448世帯(平成22年7月現在)が登録されている。そのうち「町自連」は320団体 120,747世帯を擁し、八王子市を代表する町会自治会連合会となっている。

私たち「町自連」活動の基本は、第一に、各单位町会・自治会・管理組合の自主性を尊重、第二に、地区連合会の活動を基準、第三に、地区連合会同士の情報交換と、広域にわたる課題の解決に向けた事業を進めていくことになっている。

従って、地区連合会の定例会を通じた地区毎の活動が中心となっているが、未だに軌道に乗っていない地区連合会があることも、厳然たる事実である。

これからはすべての地区連合会で、毎月～隔月ごとに定例会が開催されるよう努力することが求められている。

又、私たち「町自連」は、八王子市内の町会・自治会・管理組合を代表する組織として、行政に対しても「町会・自治会・管理組合の位置づけ等についてしっかりと主張」し、併せて「協力すべきことは協力」することで、「町自連」の主張を行政に活かしてもらうことも積極的に進めている。具体的には、町自連・地区連合会に提起された行政に関わりのある課題や問題点、及び行政からの協力要請等については随時話し合いの場を持ってきている。更に、行政主導の各種審議会・委員会等にも積極的に代表を送り込み「町自連」の主張を反映するべく努力している。

また、今年になってJR八王子駅の顔である「そごう八王子店」の撤退問題は、「八王子駅の顔となるデパートの必要性」を訴える必要性を感じ、遅ればせながら八王子商工会議所及び八王子市商店会連合会と共に「営業存続を求める署名」活動を展開し、「デパートの無い50万都市」とならないよう、「市民の意思表示」をすることにした。そして市民団体として「まちづくり」のあり方について積極的に関わって行く必要性を感じた。

更に、3月11日に発生した「東日本大震災」は未曾有の被害をもたらした「防災の備えに上限は無い」ことを見せつけられた。私たち町会自治会は「助け合いの組織」である事から、八王子市の呼びかけに応える立場で「義援金」を集めることを、市内すべての町会自治会に呼びかけ、多くの方の共感を得ている。

私たち「町自連」は、地区連合会を中心とした活動と同時に、全市的な問題の取組みについても活動を推進してきた。主なものは次の通り。

1、広報活動

(1) 広報紙「町自連だより」

私たちの活動を広く会員に知って頂くために、平成17年度から広報紙「町自連だ

より」を年2回発行し、各戸配布することで全会員12万1千世帯に情報の提供を行うと同時に、未加入の町会・自治会・管理組合にも送付し情報の提供を行っている。尚、親しめる「紙面」作りのため、業者との連携で一部カラー化し、更に取材記事を取り入れてきた。

(2) ホームページ「町自連」

平成18年にホームページ「町自連」をスタートさせた後、「地区連合会のホームページ」を立上げて地区連合会活動を支援した。

南部・東北部・浅川・元八・川口・加住・由井の7地区で開設したが、今年も横山北と東南部の2地区が立上げ9地区で情報の提供ができるようになった。但し、一部は立ち上げたが情報の更新ができていない地区もあり、地区連合会長および地区広報部員の奮起が望まれる。

2、パソコン研修会

町会自治会活動の「IT化」に対応するため、NPO団体等の支援を受けパソコン研修会を入門・初級・フォローアップの3コース(2時間×12回)を年間2回開催した。

受講者も、昨年の30名に対し今年度は前期が42名、後期は定員を超えたが、講師の協力もあり56名が受講できた。

3、自治会活動賠償責任保険

町会自治会活動に住民が安心して参加できる保証としての「自治会活動保険」に「町自連」が団体加盟したことで2,000世帯以上の保険料割引が適用されるため、多くの町会自治会が保険に加入できるようになった。

初年度の平成20年度の契約は97町会41,577世帯であったが、今年度の契約は135町会56,905世帯が加入した。

4、町自連研修会

平成19年度からスタートした「町自連研修会」は、町会・自治会が共通する課題について、いちようホールの大ホールを使って開催している。

今年は、高齢化社会を迎えて「地域力」の向上に、高齢者の力を活かすことにテーマにした。

事例発表とパネルディスカッションを計画し、テーマは「高齢者の知恵と元気で地域の活性化を進めよう」とし、5団体の事例発表と明星大学の渡戸教授のコーディネーターで実施した。

5、町会自治会活動支援の助成金

(1) 八王子市「町会等地区連合会交流事業補助金」

八王子市でも地区連合会活動の支援策として、「町会等地区連合会交流事業補助金」制度を発足させて地区連合会や町会の活性化を支援している。八王子市の支援策は、「町自連」が窓口となって行政と共に協働で推進することとなり、今年度は10団体で99万円が活用された。

(2) 東京都「地域の底力再生事業助成」制度

平成 18 年度から「地域の底力再生事業助成」制度で、連合会活動及び単一町会活動を支援している。

6、東京都町会連合会に加盟

都町連からオブザーバー出席を要請されて昨年 3 月から出席し、23 区及び東京都の情報が容易に入手できるようになり、昨年の総会で「加盟することで検討する」ことの承認を受け役員会で検討した結果、7 月の定例役員会で加盟を決定し、都町連 9 月の常任理事会に提案し加盟が「決定」された。更に、10 月の臨時総会で正式に承認された。

7、加入促進について

私たち「町自連」の活動も一步一步着実に広がりを見せているが、地区連合会活動の活性化推進と、更なる組織拡大を目指して未加入の町会自治会に対して、これからもあらゆる機会を通して「加入の呼びかけ」を行う必要がある。

II. 会議

1. 三役会

定例三役会 ⇒ 毎月第 2 火曜日

臨時三役会 ⇒ 4 月 30 日（金）、7 月 20 日

2. 役員会

平成 22 年 4 月 13 日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項

- (1) 「八王子環境フェスティバル」後援依頼の件・・・・・・・・・・実行委員会
- (2) 「エコカーフェスタ」ポスター掲示協力の件・・・・・・・・・・実行委員会
- (3) 美しい八王子をつくる会の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・ごみ減量対策課
- (4) タウンミーティングの協力依頼・・・・・・・・・・・・・・・・・・広聴広報室
- (5) 「国勢調査」調査員推薦依頼の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・総務課統計担当
- (6) 水循環部発足に伴う業務・スタッフの説明・・・・・・・・・・水循環部水循環政策課
《“かけがえのない環境を守るため” 4 つの計画を策定》
- (7) AED の貸出しについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・健康福祉総務課
- (8) 防犯灯の「LED」化推進ほかの件・・・・・・・・・・・・・・・・・・協働推進課

2. 定期総会の件

事業報告・決算報告について事務局長より配布資料により説明。

- (1) 事業報告について
- (2) 決算報告について
- (3) 事業計画(案)
- (4) 予 算(案)
- (5) 規程等改正の件

3. 専門部報告
 - (1) 事業部
 - (2) 広報部。
 - (3) 総務部
4. 出向者人事の件
 - (1) 八王子国際交流協会理事(新任) 1名
 - (2) 八王子市こども政策推進協議会委員(任期満了) 1名
5. 都町連の報告
6. 出向者報告事項
 - (1) 八王子市まちづくり審議会報告・・・田中監事
 - (2) 認知症高齢者ネットワーク会議報告・・・田中監事
 - (3) 老人クラブ活性化委員会報告・・・・・・前野事務局長
7. 地区連合会報告
8. その他
 - (1) 地デジ化による電波障害地域のケーブルテレビの有料化についての諸問題について。
 - (2) 八王子まつり実行委員長選考について報告。
 - (3) 八王子まつり実行委員会協賛部会への各地区連合会長の参加について検討。

平成 22 年 5 月 11 日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項
 - (1) 「税金教室」開催の回覧依頼の件・・・・・・・・・・ 税務部税制課
 - (2) 「日赤社資」募集の協力依頼の件・・・・・・・・・・ 健康福祉総務課
 ・・・・・・・・八王子市赤十字奉仕団委員長
 ・・・・・・・・赤十字東京都支部社員課長
 - (3) 「親切会」表彰の推薦のお願い・・・・・・・・・・ 協働推進課
 - (4) いきいきプラン八王子について・・・・・・・・・・ 八王子市社会福祉協議会
 - (5) 「講演会」開催案内・・・・・・・・・・ 民生・児童委員協議会
2. 定期総会の件
 - (1) 事業報告の件
 - (2) 決算報告の件
 - (3) 事業計画(案)の件
 - (4) 予算(案)の件
 - (5) 規程等改正の件
 - (6) 当日の役割分担
3. 専門部報告
 - (1) 事業部
 - (2) 広報部
 - (3) 総務部
4. 出向人事の件
 - (1) 環境審議会委員（任期満了）

- (2) 社会を明るくする運動委員(任期満了)
- (3) 八王子市こども政策推進協議会委員
- (4) 八王子市保護司候補者検討協議会委員
- (5) 学童保育所指定管理者選定委員会委員
- (6) 八王子国際協会 理事

5. 都町連報告

6. 出向者報告

- (1) 地域包括支援センター等運営協議会報告・・・田中監事

7. 地区連合会報告

平成 22 年 6 月 8 日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項

- (1) 銃器根絶キャンペーンについて

「第 16 回銃器犯罪根絶の集い～八王子大会～」の開催について・・・

・・・警視庁銃器・違法薬物対策推進本部。

- (2) 会員募集協力依頼の件・・・・・・・・・・・・・・・・八王子市社会福祉協議会
- (3) 男女共同参画センター主催講座について・・・・・・・・男女共同参画課
- (4) 耐震対策補助事業の件・・・・・・・・・・・・・・・・住宅対策課
- (5) 家具転倒防止器具等助成事業について・・・・・・・・防災課
- (6) 第 68 回国民体育大会について・・・・・・・・八王子市準備委員会事務局
- (7) 駅前事務所の件・・・・・・・・・・・・・・・・駅前事務所

2. 総会の件

- (1) 懇親会決算報告
総会欠席者対応

3. 専門部関係

- (1) 事業部 パソコン研修会の件
- (2) 広報部 広報紙発行について
- (3) 総務部 「ゆめおりファン」について説明

4. 出向人事の件

- (1) 情報公開・個人情報保護運営審議会委員(任期満了) 1名
- (2) 社会福祉協議会理事(任期満了) 3名
- (3) 八王子市地域保健福祉推進協議会委員(任期満了) 1名
- (4) 旭町・明神町地区周辺まちづくり構想検討委員会委員(新規) 1名

5. 都町連報告

- (1) 「一般財団東京マラソン財団」の設立
- (2) セブンアーチスト紹介について
- (3) 都町連総会への出席要請されている。

6. 出向者報告事項

- (1) 社会福祉協議会理事会、推薦の民生委員決定予定について・・・今泉副会長
- (2) 地域包括支援センター運営協議会報告・・・・・・・・田中監事
- (3) 八王子親切会総会出席報告・・・・・・・・田中監事

7. 地区連合会報告

- (1) 地域防災訓練の実施報告・・・・・・・・並木東部地区連合会長

8. その他

- (1) 第三・四地区連合会統合について・・・・・・・・石坂第四地区連合会長
- (2) 22年度町自連役員名簿について
- (3) 22年度地区交流事業補助金申請受付について説明。
- (4) 年度計画について
- (5) 町自連会費徴収の件
- (6) 「八王子まつり」協賛の件
総会運営について

平成 22 年 7 月 13 日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項

- (1) 「不動産街頭無料相談会」回覧の件・・・・・・・・東京都住宅建物取引業協会
- (2) 「サイエンスフェスタ 2010」回覧依頼の件・・・・・・・・東京工業高等専門学校
- (3) 防火防災協会の「地区組織化」について・・・・・・・・八王子防火防災協会会長
- (4) 「環境学習リーダー」養成講座受講生募集の件・・・・・・・・環境政策課・エコ広場
- (5) 「第 40 回みんなの川の清掃デー」の件・・・・・・・・美しい八王子をつくる会
- (6) 「ごみ・資源物の戸別収集」説明会の状況報告・・・・・・・・ごみ減量対策課
- (7) 「中高年世代の生活実態と生活意識に関するアンケート調査」の件・・政策審議室
- (8) 「平成 22 年度町会自治会長名簿」前年度と交換の件・・・協働推進課依頼事務局

2. 町自連会費徴収の件

3. 地区連絡費の支給

4. 年間計画の件

5. 地区交流事業助成金の件

6. 「銃器犯罪根絶の集い～八王子大会」の件

7. 専門部報告

(1) 事業部

- ① パソコン研修会受講者募集の件
- ② 町自連研修会の件

(2) 広報部

- ① 「町自連だより」11 号の件
- ② 地区連合会ホームページ用フォーマットの件

(3) 総務部

- ① ゆめおりファンドの件

8. 都町連の報告
9. 出向者報告事項
 - (1) 社会福祉協議会の民生委員推薦委員会報告・・・今泉副会長
 - (2) 地域包括支援センター等運営委員会報告・・・・田中監事
 - (3) いきいきプラン八王子推進委員会報告・・・・原田川口地区連合会長
10. その他
 - (1) 自治会活動賠償責任保険の契約状況
 - (2) 各町会自治会の総会資料及び広報紙の提出依頼
 - (3) 「八王子まつり」協賛金集金の件
 - (4) 会長より各地区定例会及び単位町会定例会訪問状況の報告。
 - (5) 八王子駅西の陸橋工事の進捗状況報告・・・平塚中部地区連合会長
 - (6) 奥津南部地区連合会長、会長新任自己紹介。
 - (7) 防火防災協会の地区組織化について、自主防災と防火防災協会と市、消防署と同じような組織であり、統一した組織に向けた議論をして欲しい。

平成 22 年 8 月 10 日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項
 - (1) 「八王子まつり」協力お礼の件・・・・・・・・八王子まつり実行委員会 常盤課長
 - (2) 「八王子保険福祉センター」チラシ平成 22 年度版の件・八王子東浅川保健福祉センター
 - (3) 「銃器犯罪根絶の集い～八王子大会」動員お礼の件・・・警視庁組織犯罪対策部
 - (4) 国勢調査 広報用ポスター・回覧へのお願い・・・・総務部国勢調査担当
2. 「地区交流事業助成金」一次申請の件・・・事務局長より説明。
3. 「銃器犯罪根絶の集い～八王子大会」動員結果報告
4. 専門部関係
 - (1) 事業部報告
 - ① パソコン研修会、前期募集結果について
 - ② 町自連研修会の件
 - (2) 広報部報告
 - ① 「町自連だより」11 号の件
 - ② 地区連合会ホームページの件
 - ③ 広報部員及び地区広報部員の確認
 - (3) 総務部
5. 出向人事の件
 - (1) 地区連合会長交代による変更の件
 - (2) 新規推薦関係の報告
 - ① 「八王子市地球温暖化防止センター」設立準備会委員推薦 1 名
 - ② 市民活動推進部関連指定管理者選定委員会委員推薦 1 名
6. 出向者報告事項
 - (1) 地域包括支援センター等運営協議会報告・・・・・・・・田中監事
 - (2) 旭町・明神町地区周辺まちづくり構想検討委員会報告・・・並木東部地区連合会長

- (3) 社会福祉協議会報告・・・・・・・・・・・・・・・・今泉副会長
- (4) ガスパール・カト国際フェロ・コンクール実行委員会状況報告・・・・塩野本町地区連合会長
- (5) 八王子国際協会状況報告・・・・・・・・・・・・・・・・平塚横山北地区連合会長

7. その他

- (1) 「銃器犯罪根絶・・・」の動員について
- (2) 各行事の動員について
- (3) 都町連へ入会について

平成 22 年 9 月 14 日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項

- (1) 「不動産街頭無料相談」PR 協力依頼の件・・・・全日本不動産協会多摩南支部
- (2) 歳末助け合いバザーへの協力依頼の件・・・・八王子市社会福祉協議会

2. 「町会等連合会交流事業補助金交付規程」一部改正の件

3. 「社会福祉協議会授賞式」の後援依頼の件

4. 専門部関係

- (1) 事業部報告
 - ① 町自連研修会
 - ② 役員研修会の件
- (2) 広報部報告
 - ① 「町自連だより」11 号の件
 - ② 地区連合会ホームページの件
- (3) 総務部報告

5. 出向人事の件

- (1) 八王子市保険福祉センター運営協議会委員任期満了更新の件

6. 都町連の報告

- (1) 個人情報保護法に関する説明会開催について。
- (2) 9 月 1 日開催の都町連「常任理事会」報告。
- (3) 東京都議会自民党町会・自治会等議員連盟との意見交換会報告。

7. 出向者報告事項

- (1) 八王子市地球温暖化防止センター設立準備会報告・・・・・・・・内藤中央地区連合会長
- (2) 八王子市中心市街地活性化基本計画策定委員会報告・・・・山崎監事
- (3) 八王子市住宅マスタープラン策定市民委員会報告・・・・山崎監事
- (4) 八王子市地域コミュニティ施設等指定管理者選定委員会報告・・・・山崎監事
- (5) 八王子市地域包括支援センター等運営協議会委員会報告・・・・田中監事

8. 地区連合会報告

9. その他

- (1) 会費納入状況について
- (2) 防火防災協会の件

参考資料配布

- (1) 町自連だより 11号
- (2) 第68回国民体育大会八王子市準備委員会の組織改正について
- (3) 八王子市老人クラブハンドブック
- (4) 自治会活動賠償責任保険事故及び保険金支払状況表(21年7月～22年6月)

平成22年10月12日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項

- (1) 「全関東八王子夢街道駅伝競走大会」の件・・・・・・・・・・スポーツ振興課
- (2) 「タウンミーティング報告書」の件・・・・・・・・・・広聴広報室
- (3) 「八王子市景観条例」について・・・・・・・・・・都市計画室
- (4) 八王子図書フォーラム開催について・・・・・・・・・・八王子市図書館

2. 「町会等連合会交流事業補助金規程」一部改正の件

3. 専門部関係

- (1) 事業部
 - ① 役員研修会の件
 - ② 町自連研修会
 - ③ 後期パソコン研修会受講者募集の件
- (2) 広報部
 - ① 町自連だより11号の件
- (3) 総務部
 - ① 総会日程の件

4. 都町連の報告

5. 防火防災協会について

6. 出向者報告事項

- (1) 八王子市地球温暖化防止センター設立準備会報告・・・・・・・・内藤中央地区連合会長
- (2) 八王子市地域包括支援センター等運営協議会報告・・・・・・・・田中監事
- (3) 八王子市社会福祉協議会報告・・・・・・・・今泉副会長

7. 地区連合会報告

- (1) 上大和田町会が東京都22年度地域の底力再生事業補助金の助成を受けた。
・・・・・・・・内藤中央地区連合会長
- (2) 川口地区、11月17日 戸吹清掃工場プラスチック中間処理工場視察を実施。
・・・・・・・・原田川口地区連合会長
- (3) 西部第一地区 総合防災フェア 10月24日実施
・・・・・・・・馬場副会長(西部第一地区連合会長)

平成22年11月9日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項

- (1) 社会福祉協議会事務所一部移転の件・・・・・・・・・・社会福祉協議会

- (2) 「八王子市景観条例(案)」説明会の件・・・・・・・・・・・・・・・・まちづくり計画部都市計画室
- (3) 「旭町・明神町地区周辺まちづくり構想素案」について・まちづくり計画部都市計画室
- 2. 「町会等連合会交流事業補助金」第2次募集結果について
- 3. 専門部関係
 - (1) 事業部
 - ① 役員研修会参加出欠の件
 - ② 町自連研修会
 - ③ 後期パソコン研修会受講者募集の件中間報告。
 - (2) 広報部
 - 東南部地区ホームページ立上げについて。
 - (3) 総務部
 - 町会自治会への加入促進を目的としたチラシ・ポスターを作成し不動産業界の店頭へ配布等への協力について。
- 4. 出向人事の件
 - (1) 市民参加推進審議会委員の任期満了に伴う選任 1名
 - (2) ごみゼロ社会推進協議会の任期満了に伴う選任 3名
- 5. 都町連の報告
- 6. 出向者報告事項
 - 八王子市市民参加推進審議会報告・・・・・・・・・・前野事務局長
 - 八王子市市民参加条例の適切な運用について（答申）配布
- 7. その他
 - (1) 町自連が共同募金への協力に対して町自連が厚生労働大臣表彰を受けた。
 - (2) 秋間会長が地域功労賞として都知事表彰を受けた。

平成 22 年 12 月 14 日(火)

- 1. 関係機関の要請・依頼事項
 - 1. 「交通災害共済（ちょこっと共済）加入促進ポスター掲示について・・暮らしの安全安心課
 - 2. 「資源物の持ち去り禁止」の回覧依頼の件・・・・・・・・・・・・・・・・ごみ減量対策課
 - 3. 「個人情報保護に関する法律」リーフレットの件(配布のみ)・・・消費者庁
- 2. 不健全図書の実状及び対策について・・・東京都治安対策本部連絡調整担当 古宮課長
- 3. 専門部関係
 - (1) 事業部
 - ① 町自連研修会の件
 - ② 役員研修会の報告
 - ③ 「パソコン研修会」後期受講生募集結果報告
 - ④ 新年懇親会の件
 - (2) 広報部
 - ① 「町自連だより」12号の件
 - (3) 総務部

3. 都町連の報告
 - (1) 都町連研修会の報告
 - (2) 12月常任理事会の報告
4. 出向人事の件
 - (1) 市民参加推進審議会委員の任期満了に伴う選任 1名
 - (2) ごみゼロ社会推進協議会委員の任期満了に伴う選任 3名
5. 出向者報告事項
 - (1) 地域包括支援センター等運営協議会報告・・・・・・・・・・田中監事
 - (2) 全関東八王子夢街道駅伝競走大会運営委員会報告・・・・山崎監事
 - (3) 市街化区域土地利用基本方針検討委員会報告・・・・・・・・塩野本町地区連合会長
 - (4) 中心市街地活性化基本計画策定委員会報告・・・・・・・・山崎監事
6. 地区連合会報告
7. その他
 - (1) 八王子市 JR 南口再開発施設見学（現地 15 時 30 分より）

平成 23 年 1 月 11 日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項
 - (1) 「確定申告」についてのお知らせについて・・八王子税務署総務課
 - (2) 民生児童委員協議会役員改選の挨拶・・・・健康福祉部総務課
 - (3) 「げんきフォーラム」について・・・・・・・・広聴広報室
 - (4) 国勢調査協力のお礼と表彰について・・・・都総務部担当課長・市総務課担当主幹
2. 専門部関係
 - (1) 事業部
 - ① 町自連研修会の件
 - ◇ 開催要綱「開催要綱」について
 - ◇ 動員目標と整理券について
 - ◇ ポスター配布について
 - ② 新年懇親会の件
 - (2) 広報部
 - ① 「町自連だより 12 号」の件
 - (3) 総務部
3. 出向者報告事項
 - (1) 地域包括支援センター等運営協議会報告・・・・田中監事
 - (2) 八王子まちづくり審議会報告・・・・・・・・田中監事
4. 地区連合会報告
 - 三崎町陸橋完成、その通行方式について報告・・・・平塚中部地区連合会長
5. その他
 - (1) 新規事業についての提案・・会長より
 - ① 町会の業務と新人研修会について

(2) 各種団体との連携と情報交換会について

平成 23 年 2 月 8 日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項

- (1) 「親子つどいの広場」開設の件・・・・・・・・・・ 子どものしあわせ課
- (2) 中学生社会福祉意見発表会開催の案内・・・・・・・・・・ 民生児童委員協議会事務局
- (3) タウンミーティングの件・・・・・・・・・・ 公聴広報室
- (4) 「中高年世代の生活実態と生活意識」調査報告・・・・・・・・ 八王子市都市政策研究所

2. 専門部関係

- (1) 事業部
 - ① 町自連研修会の件
動員目標と申込状況
 - ② 新年懇親会の件
会計報告
- (2) 広報部・・・今泉部長
 - ① 「町自連だより 12 号」の件
- (3) 総務部

3. 出向者人事

- (1) 介護保険事業計画策定委員会 1 名 任期満了
- (2) 高齢者計画策定委員会 1 名 新規
- (3) 生活安全対策協議会 1 名 任期満了
- (4) 消費生活審議会 1 名 新規
- (5) 障害者地域自立支援協議会 1 名 新規

4. 都町連報告

5. 出向者報告事項

- (1) 地球温暖化防止センター設立準備会報告・・・・・・・・・・ 内藤中央地区連合会長
- (2) 旭町・明神町地区周辺まちづくり構想検討委員会報告・・・ 並木東部地区連合会長
- (3) 地域包括支援センター等運営協議会報告・・・・・・・・・・ 田中監事

6. 地区連合会報告

- (1) 三崎町陸橋完成、その通行方式について報告・・・ 平塚中部地区連合会長

7. その他

- (1) 後援名義使用申請 1 件

平成 23 年 3 月 8 日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項

- (1) 民生児童委員による「高齢者調査」協力の件・・・・・・・・ 八王子市社会福祉協議会
- (2) テレビのアナログ放送終了の件・・・・・・・・・・ 総務部 I T 推進室
- (3) 「国勢調査」協力のお礼と速報値の報告・・・・・・・・ 総務部国勢調査担当
- (4) 「学生天国」ポスター・回覧協力の件・・・・・・・・・・ 八王子学生委員会

- (5) 八王子環境フェスティバルの後援の件・・・・・・・・・・実行委員会・環境政策課
- 2. 平成 23 年度町会自治会長名簿作成の件・・・事務局長より
 - (1) 23 年度町会自治会長名簿提出用紙配布
 - (2) 22 年度退任会長名簿提出用紙配布（在任 4 年以上）
- 3. 専門部関係
 - (1) 事業部
 - ① 町自連研修会の件
 - 動員結果・・・最終集計表により報告
 - 会計報告・・・報告書により報告。
 - (2) 広報部
 - ① 「町自連だより 12 号」の件
 - ② 東南部地区ホームページの件
 - (3) 総務部
 - ① 定期総会の件
 - ② 新任町会長研修の件
- 4. 出向者人事の件
 - (1) 報告
 - ① 介護保険事業計画策定委員会・高齢者計画策定委員会委員
 - ② 生活安全対策協議会委員
 - (2) 新規
 - ① 八王子市障害者地域自立支援協議会委員 1 名
 - ② 八王子市温暖化防止センター運営委員会委員 1 名
 - ③ 八王子市障害者計画・障害者福祉計画策定委員会委員 1 名
 - (3) 消費生活審議会（依頼書作成中） 1 名
- 5. 都町連報告
 - ① 添付「常任理事会報告書」参照。
 - ② 新宿区町会連合会作成の「安心カード」を配布。
 - ③ 来年度都町連研修会を八王子市で開催予定。
- 6. 出向者報告事項
 - ① 認知症高齢者ネットワーク会議報告・・・・・・・・田中監事
 - ② 旭町・明神町地区周辺まちづくり構想・・・・・・・・並木東部地区連合会長
 - ③ 地球温暖化防止センター設立準備会報告・・・・・・・・内藤中央地区連合会長
 - ④ 防火防災協会報告・・・・・・・・今泉副会長
- 7. 地区連合会報告
 - 横山南・北地区連合会と消防団第 9 分団合同新年懇親会を 2 月 10 日実施。
 ・・・・・・・・平塚横山北地区連合会

平成 23 年 3 月 19 日(土)

臨時役員会

- 1. 「東北地方太平洋沖地震」への義援金募集について

平成22年度 決算報告書

自 平成22年4月 1日
至 平成23年3月31日

収入総額 9,969,129円
支出総額 9,626,503円
差引残高 342,626円

収入の部

差額欄の△は予算比減少 単位＝円

No.	項目	予算額	決算額	差額	摘要
1	会費	2,420,000	2,410,800	△ 9,200	23地区 120,540世帯
2	特別会費	1,960,000	1,702,000	△ 258,000	総会后懇親会(778千円)新年懇親会(819千円)役員研修会(105千円)
3	補助金	3,400,000	3,400,000	0	市＝340万円
4	広告収入	240,000	200,000	△ 40,000	町自連だより
5	保険手数料	300,000	300,000	0	自治会活動保険取扱手数料
6	雑収入	609,011	1,085,340	476,329	受取利息670円 パソコン研修受講料ほか1,071千円
	小計	8,929,011	9,098,140	169,129	
7	前年度繰越金	870,989	870,989	0	
	合計	9,800,000	9,969,129	169,129	

支出の部

差額欄の△は予算比減少 単位＝円

No.	項目	予算額	決算額	差額	摘要
1	総会費	1,000,000	898,628	△ 101,372	懇親会728,250円
2	事業費	1,640,000	2,187,985	547,985	新年懇親会755,280円、パソコン研修講師料他
3	地区交流費	1,000,000	989,882	△ 10,118	町会等地区連合会交流事業補助金
4	活動費	30,000	0	△ 30,000	
5	研修費	900,000	464,956	△ 435,044	役員研修会・防災研修会
6	広報費	1,700,000	1,609,875	△ 90,125	町自連だより
7	連絡費	160,000	160,000	0	地区連合会内の連絡費
8	会議費	60,000	51,460	△ 8,540	
9	通信・配送費	820,000	772,702	△ 47,298	町自連だより送料含む
10	事務費	460,000	460,905	905	
11	人件費	1,400,000	1,381,220	△ 18,780	
12	渉外費	200,000	308,000	108,000	都町連会費・研修費(35,000)含む
13	慶弔費	50,000	60,000	10,000	
14	交通費	30,000	22,540	△ 7,460	
15	備品設備費	70,000	61,864	△ 8,136	データ通信用パソコン他
16	市返戻金	148,474	148,474	0	交流事業補助金返還分
18	雑費	6,526	48,012	41,486	振替手数料他 パソコンテキスト22,155 資料費9,800
	小計	9,675,000	9,626,503	△ 48,497	
19	予備費	125,000	0	△ 125,000	
20	次期繰越金	0	342,626	342,626	交流事業補助金返還分含む
	合計	9,800,000	9,969,129	169,129	

特別会計決算書

No.	項目	期首残高	期中増	期中減	期末残高	摘要
1	特別積立金	1,500,000	0	0	1,500,000	郵貯定額預金(利息は一般会計)
2	自治会活動保険	311,977	6,480,702	6,443,591	349,088	期中増には利息 146 円含む
	合計	1,811,977	6,480,702	6,443,591	1,849,088	

繰越金明細

預金 269,098 ⇒ みずほ 204,708円 郵貯 64,390円
現金 73,528
合計 342,626 円 ⇒ 交流事業補助金返戻分 10,118円含む

前記の通り決算報告いたします。

会長 秋間 利久 印

会計 渡辺 良治 印

前記の会計収支について、監査の結果相違ないことを認めます。

平成23年4月25日

監事 田中 泰慶 印

監事 山崎 勲介 印

平成23年度 事業計画

私たち「町自連」は、「向こう三軒両隣」を基本理念とした「助け合い」の基礎組織である町会・自治会・管理組合の557団体のうち市内全域にわたり320団体を擁しており、市内の町会自治会等を代表するものである。

私たち「町自連」は、「市民の声」を行政機関や関係諸団体へ届けると同時に、入手した情報を町会・自治会・管理組合の組織を通じて市民に提供し利便性の向上を図る活動を展開する。

私たち「町自連」は、第一に単位町会自治会等の自主性を尊重し、第二に地区連合会の活動を基本にして、第三に地区連合会相互の情報交換をはじめ広域にわたる問題を取り上げて、関係機関と協議し改善を図ると同時に親睦を深める活動を展開する。

更に、未加入の町会自治会にも呼びかける事で組織の拡大・強化を図る。

以上の基本的立場から下記の事業に取り組むこととする。

1. 市民の声を行政に届けると同時に行政と連携を図り、協働して事業を推進し、町会自治会活動の活性化を図る。
2. 地区連合会を活性化するために、東京都の「地域の底力再生事業助成」事業及び八王子市の「町会等地区連合会交流事業補助金」を活用し、地区連合会の再編成を含めた地域連携の輪を広げることに努める。
3. 「町自連」の活動を、広報活動を通じて広く周知し、併せて組織強化を図ると共に、未加入の町会・自治会・管理組合にも、積極的に情報を発信し広く加入を呼びかけて組織の拡大強化を図る。
4. 町会自治会等のIT化を行政と協働して推進し、双方向の情報交換ができるように努める。
5. 高齢化社会へ対応し福祉活動を、関係諸団体と連携して推進する。
6. 環境対策の推進、分別収集、リサイクル活動の充実強化に協力する。
7. 交通安全・防犯・防火防災等各種団体との連携を密にして、市民生活の安全確保と生活向上、防災思想の普及強化を図る。
8. 青少年の健全育成活動を、関係諸団体と連携して推進する。

【今年度の重点事業】

町自連の基本的立場 8 項目に対し、今年度の重点事業は下記の通りとする。

1. 組織の拡大強化

- (1) 地区連合会の定例会について、毎月又は隔月毎の開催を定着させ、地区連合会活動の活性化に努める。
- (2) 地区連合会活動を活性化させるために、東京都の「地域の底力再生事業助成」及び八王子市の「町会等地区連合会交流事業補助金」を活用して推進する。
- (3) 町自連に未加入の連合組織に加入を働きかける。
- (4) 地区連合会でも、未加入町会自治会等に加入を働きかける。

2. 市民との情報交換の活発化のための手段の検討と推進

- (1) 広報紙「町自連だより」の紙面改善に業者と協働で検討し推進する。
- (2) ホームページ「町自連(ちょうじれん)」を通して、双方向の情報交換に努める。
- (3) 身近な地域情報を発信するため、地区連合会の掲示板的なホームページの充実を図る。
- (4) 広報部及び地区広報部の充実強化を図る。
- (5) 町会自治会活動の I T 化支援策として、「パソコン研修会」を引続き開催する

3. 町会自治会活動に、住民が安心して参加できる仕組みとして「自治会活動賠償責任保険」の普及に努める。具体的には、「団体加盟」したことで、傘下の町会自治会は、全て保険料の団体割引が適用され負担軽減となる。

4. 町会自治会活動の課題である「活性化」と「人材育成」に、八王子市の協力を得て「研修会」等に取り組む。

5. 「ゆめおりファンド」に参加

八王子市と八王子市市民活動協議会が協働運営している「ゆめおりファンド」は、企業の社会貢献活動として備品等を供給し地域活動団体に提供するもので、町会自治会の窓口として取り組むものである。

平成23年度 予算

自 平成23年4月 1日
至 平成24年3月31日

収入の部

差額欄の△は前年予算比減少 単位＝円

No.	項目	予算額	前年予算額	前年比	摘要
1	会費	2,410,000	2,420,000	△ 10,000	23地区 120,500世帯
2	特別会費	1,120,000	1,960,000	△ 840,000	新年懇親会800、役員研修320
3	市補助金	3,200,000	3,400,000	△ 200,000	指定事業への補助金
4	広告収入	120,000	240,000	△ 120,000	町自連だより
5	自治会保険手数料	340,000	300,000	40,000	平成22年度手数料振替
6	雑収入	1,007,374	609,011	398,363	パソコン研修受講料、端数調整
	小計	8,197,374	8,929,011	△ 731,637	
7	前年度繰越金	342,626	870,989	△ 528,363	
	合計	8,540,000	9,800,000	△ 1,260,000	

支出の部

差額欄の△は前年予算比減少 単位＝円

No.	項目	予算額	前年予算額	前年比	摘要
1	総会費	160,000	1,000,000	△ 840,000	資料他160千円
2	事業費	2,200,000	1,640,000	560,000	新年懇親会800千円、パソコン研修会1,400千円
3	地区交流費	1,000,000	1,000,000	0	
4	活動費	10,000	30,000	△ 20,000	部会等飲み物
5	研修費	700,000	900,000	△ 200,000	
6	広報費	1,300,000	1,700,000	△ 400,000	町自連だより及びホームページ
7	連絡費	160,000	160,000	0	地区連合会内の連絡費
8	会議費	60,000	60,000	0	
9	通信・配送費	570,000	820,000	△ 250,000	通信費、町自連だより送料及びインターネット費用
10	事務費	450,000	460,000	△ 10,000	
11	人件費	1,380,000	1,400,000	△ 20,000	事務局関係費用
12	渉外費	200,000	200,000	0	
13	分担金	50,000	0	50,000	都町連会費
14	慶弔費	50,000	50,000	0	
15	役員交通費	20,000	30,000	△ 10,000	
16	備品設備費	40,000	70,000	△ 30,000	地区ホームページ立ち上げ費用他
17	図書・資料費	10,000	0		
18	八王子市返戻金	10,118	148,474	△ 138,356	平成22年度交流事業補助金残返戻分
19	雑費	9,882	6,526	3,356	
	小計	8,380,000	9,675,000	△ 1,295,000	
20	予備費	160,000	125,000	35,000	
	合計	8,540,000	9,800,000	△ 1,260,000	

特別会計予算

No.	項目	期首残高	期中増	期中減	期末残高	摘要
1	特別積立金	1,500,000	0	0	1,500,000	郵貯定額預金
2	自治会活動保険	349,088	6,272,000	6,298,000	323,088	56,000世帯
	合計	1,849,088	6,272,000	6,298,000	1,823,088	

保険の期中の増減明細 保険料＝112円×56,000世帯＝6,272,000円×95％＝5,958,000円
一般会計振替 ⇒ 340,000円

八王子市町会自治会連合会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、八王子市町会自治会連合会と称し、事務所を八王子市元横山町一丁目29番地3号に置く。

(目的)

第2条 本会は、町会・自治会相互の連絡及び親睦をはかり、共通の諸問題について協議し、地域の発展に寄与することを目的とする。

第2章 組織・運営

(構成)

第3条 本会は、八王子市内の町会・自治会・管理組合を以て構成し、別途定める地域毎に地区連合会を設ける。

2. この会は、地区連合会長を以て運営する。

第3章 事業

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 町会・自治会の自主性確立、福祉の増進と環境浄化に努める。
- (2) 地区連合会の活動内容の情報交換と問題点を集約し、問題解決に向けての活動を行う。
- (3) 各官公署その他各種団体と連携し協力する。
- (4) その他、本会において必要と認めた事業。

第4章 役員

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|------------|-------|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副 会 長 | 若干名 |
| (3) 会 計 | 1 名 |
| (4) 監 事 | 2 名 |
| (5) 地区連合会長 | 26名以内 |

(職務)

第6条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 会計は、本会の会計を処理する。
- (4) 地区連合会長は、会の運営に関する事項を協議する。
- (5) 監事は、会務並びに会計を監査する。

(選出)

第7条 役員の選出方法は次の通りとする。

- (1) 役員は地区連合会長及びその経験者から選任する。
- (2) 会長及び監事は、別に定める選考委員会で候補者を選考し、役員会に諮ったうえ総会で決定する。
- (3) 副会長及び会計は、会長が推薦し役員会に諮ったうえ総会で決定する。

(専門部)

第8条 会務遂行のため必要に応じて、役員会の合議により専門部を設置することができる。

(任期)

第9条 役員の任期は2年とし再任を妨げない。但し、最長3期6年までとする。

2. 欠員補充で就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧問)

第10条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

2. 顧問及び相談役は、役員会において推薦し会長が委嘱する。

第5章 会議

(会議)

第11条 会議は、定期総会・臨時総会・役員会・三役会とする。

2. 会議の招集は、必要に応じて会長が召集する。但し、会議の構成員の半数以上が開催を求めたときは、会長はこれを招集しなければならない。

(総会)

第12条 総会は、町会長・自治会長・管理組合理事長(以下「町会長等」という)を以て毎年1回開催する。但し、必要に応じて臨時に開催することができる。

2. 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 事業報告及び事業計画の審議
 - (2) 決算及び予算の審議
 - (3) 役員の選出
 - (4) 会則の改廃
 - (5) その他重要と認めた事項
3. 総会の議長は、町会長等の中から選出する。
4. 総会はすべて町会長等の2分の1以上の出席(委任状を含む)により成立し、出席者の過半数を以て議決する。但し、可否同数の場合は議長の採決による。

(三役会)

第13条 三役会は、会長・副会長・会計を以て構成し、本会の運営に必要な事項を審議する。但し、監事は出席し意見を述べることができる。

2. 三役会の議長は、会長がその任にあたる。
3. 三役会は、構成員の過半数を以て成立し、出席者の過半数を以て議決する。但し、可否同数の場合は議長の裁決による。

(役員会)

- 第 14 条 役員会は、会長・副会長・会計・地区連合会長を以て構成し、本会の運営に必要な審議をする。但し、監事は出席し意見を述べることができる。
2. 役員会の議長は、会長がその任にあたる。
 3. 役員会は構成員の過半数を以て成立し、出席者の過半数を以て議決する。但し、可否同数の場合は議長の裁決による。

第 6 章 事務局

(事務局)

第 15 条 会務遂行のため事務局を置く。

- (1) 事務局は、会長の指示により会の運営を掌握し事務一切をつかさどる。
- (2) 事務局は三役会で選任し、役員会で承認の上会長が委嘱する。但し、事務局は町会長等以外から選任することができる。

第 7 章 会 計

第 16 条 本会の経費は、分担金・補助金・寄付金その他を以てこれに充てる。

第 17 条 本会の会計年度は、4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

- 付則 1. この会則は、平成 14 年 6 月 8 日から施行するも、設立年度の役員任期は 1 年とする。
2. 事務所については決定次第本文に追記できるものとする。
 3. この会則は、平成 21 年 5 月 23 日から施行する。

地区連合会規程

第1条 会則第3条による地区連合会は次の通り区分する。

2. 地区連合会の基準は、5町会以上で2,000世帯以上とする。尚、既存の地区連合会は、基準に沿うよう努めるものとする。

第2条 前条に基づき次の通り設定する。

(1) 中部地区連合会	7町会・自治会
(2) 東部地区連合会	10
(3) 元横地区連合会	6
(4) 東南部地区連合会	6
(5) 中央部地区連合会	2
(6) 南部地区連合会	11
(7) 千人町地区連合会	4
(8) 西部第一地区連合会	6
(9) 西部第二地区連合会	3
(10) 西部第三地区連合会	8
(11) 本町地区連合会	3
(12) 中央地区連合会	20
(13) 東北部地区連合会	14
(14) 浅川地区連合会	22
(15) 由木地区連合会	19
(16) 横山南地区連合会	25
(17) 横山北地区連合会	15
(18) 元八地区連合会	30
(19) 恩方地区連合会	30
(20) 川口地区連合会	18
(21) 加住地区連合会	14
(22) 由井地区連合会	21
(23) 北野地区連合会	22
町会・自治会数 合計	316

付則 この規程は、平成14年6月8日から施行する。

2. 平成14年9月10日の役員会にて浅川地区の加盟承認により追記。
3. 平成16年3月新規加盟脱会集計により修正。
4. 平成17年5月新規加盟脱会集計により修正。
5. 平成18年6月新規加盟脱会集計により修正。
6. この規程は、平成19年4月10日改定。
7. 平成19年5月新規加盟脱会集計により修正。
8. 平成20年5月新規加盟脱会集計により修正。
9. 平成20年6月新規加盟脱会集計により修正。

10. 平成 21 年 5 月分割により修正。
11. 平成 21 年 6 月新規加盟脱会集計により修正。
12. 平成 22 年 5 月新規加盟脱会集計により修正
13. 平成 23 年 5 月新規加盟脱会集計により修正

会計規程

- 第1条 この規程は、会則に基づき会計処理及び会計監査について定める。
- 第2条 予算書の作成は事業計画を基礎にして、役員会で原案を作成し、総会の議決に付する。
- 第3条 出納事務は、すべて所定の伝票を使用しなければならない。
2. 伝票は入金伝票、出金伝票の2種類とする。
- 第4条 伝票は原則として担当者が起票し、会計の検査を得て、会長が決裁する。
2. 伝票には領収証又は請求書等の証票類を添付しなければならない。但し、交通費等でその添付が困難な場合はこの限りではない。
- 第5条 担当者は、入金伝票に現金を添えて入金手続きを行うものとする。ただし、銀行や郵便局等による振込み入金の場合は、入金通知書を入金伝票に添付する。
- 第6条 担当者は、原則として決裁済みの出金伝票により出金手続きを行う。
2. 会計は必要に応じて、小口現金を常備金として事務局に手渡すことができる。
- 第7条 会計が行う出納事務を円滑にするため、事務局に補助業務をさせることができる。
- 第8条 郵便局の振替口座は、会計名義で作成し管理する。
2. 預金通帳は、会計名義で作成し管理する。
- 第9条 会計は、伝票に基づいて会計帳簿を作成すると共に、収支計算書を作成しなければならない。
2. 会計帳簿には、伝票番号・金額・摘要を記帳する。尚、伝票番号は年度単位の通し番号とする。
- 第10条 会計は、年度末に会計を締め切り、予算書と対比した決算書の原案を作成し、役員会に付議して決算書を作成する。
2. 会長は、定期総会前に、監事に決算書を提出し監査を受けなければならない。
 3. 決算書の監査を受けた後、役員会で確認し定期総会の議決に付する。
- 第11条 監査は原則として年1回とするが、監事の判断で必要ある場合は臨時に行うことができる。
2. 監事は、監査に必要とする書類の提出を求め、又は役員より事情を聴取することができる。
- 第12条 監事は、監査の都度役員会に報告し、その結果を定期総会に報告しなければならない。
- 付則 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

分担金規程

第1条 会則第16条に基づく町会・自治会の分担金は総会において決定する。

2. 1世帯あたり年額20円とする。

第2条 前条の分担金の算出は、当該年度の「八王子市町会等事務交付金交付申請」の世帯割額の世帯数とする。

第3条 前条の分担金は、定期総会終了後地区連合会毎に、まとめて郵便振替で8月末日までに納入する。

付則 この規程は、平成14年6月8日から施行する。

2. 平成16年5月11日改正5月30日承認

3. 平成17年5月10日改正

4. 平成20年8月12日改正平成21年度より適用する。

役員選考委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、会則第8条第1項第2号に定める、会長及び監事の選出について、地域の意思を反映させ公平且つ妥当性を確立し、候補者を選出するために設ける役員選考委員会（以下「選考委員会」という）について定める。

(設置・解散)

第2条 選考委員会は総会前に設置し、総会にて役員選出後解散する。

(構成)

第3条 選考委員会は、三役及び監事を除く地区連合会長の中から選任された7名によって構成する。

2. 選考委員会には、委員長及び副委員長を置く。

3. 委員長は、会務を統括する。

4. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があった場合はその職務を代理する。

(会議)

第4条 選考委員会は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

2. 役員候補の選考にあたっては、委員の過半数の出席で成立し、出席者の全員一致が望ましいが、過半数の賛成を以て議決することができる。

(推薦)

第5条 選考委員会で選任された候補者は、役員会に報告し役員会の承認を得た上で、総会に提案しなければならない。

付則 この規程は、平成21年4月27日から施行する。

専門部規程

(目 的)

第1条 この規程は、会務を円滑に行うため、会則第8条に基づく専門部について定める。

(専門部)

第2条 会務を円滑に遂行するため、次の専門部を設置する。

- (1) 総務部
- (2) 広報部
- (3) 事業部

(職務分掌)

第3条 各部の職務分掌は以下の通りとする。但し、事務局は各専門部の事務局も兼ねるものとする。

(1) 総務部

広報部及び事業部に関わる部分を除き、総会・総会後の懇親会等、その他会務全般の運営に関わる。

(2) 広報部

広報紙「町自連だより」、回覧「広報 町自連」の発行、ホームページ「町自連」の管理運営を担当するほか情報管理及び広報活動全般を担当する。

- ① 地区連合会長の下に地区広報部員を置く。
- ② 地区広報部員は、地区の広報担当として地区連合会長を補佐する。
- ③ 地区の情報は、地区連合会長を通して広報部に提供する。

(3) 事業部

研修会・懇親会等事業の他、事業に関連するその他事項を担当する。

(担 当)

第4条 専門部は、副会長が責任者として担当し、その他三役及び地区連合会長は、何れかの専門部に所属して役割を分担する。

(その他)

第5条 規程外事項については、役員会で協議する。

付則 この規程は、平成21年9月8日に制定し即日施行する。

2. この規程は、平成22年5月11日改正し即日施行する。

弔慰金規程

第1条 本会の町会長・自治会長・管理組合理事長及びその配偶者が次に該当するときには、見舞金あるいは香典・花輪を贈ることができる。

第2条 町会長・自治会長・管理組合理事長の見舞金および弔慰金の内容は次の通りとする。

(1) 不慮の災害による現居住家屋の焼失又は損壊の場合は、損害の程度により役員会で協議の上見舞い金額を決定する。但し、緊急を要すると会長が認めたときは事後報告に代えることができる。

(2) 死亡の場合は、1万円の香典及び花輪1基。

第3条 町会長等の配偶者が死亡した時の香典は1万円とする。

第4条 連絡方法については次の通りとする。

(1) 当該町会・自治会は、地区連合会長に連絡をする。

(2) 地区連合会長は、事務局長に連絡する。

(3) 事務局長は、三役に連絡し指示を受ける。

付則 この規程は、平成14年6月8日から施行する。

2. この規程は、平成19年3月13日改正

表彰規程

第1条 本会の地区連合会長・町会長・自治会長が次に該当するときには、役員会の決定に基づき表彰することができる。

第2条 表彰の基準は次の通りとする。

(1) 地区連合会長・町会長・自治会長を4年以上勤め退任した者。

(2) 本会の運営に特に功労のあった者。

第3条 表彰の内容は次の通りとする。

(1) 感謝状及び記念品を贈呈する。

第4条 連絡方法については次の通りとする。

(1) 当該町会・自治会は、年度末までに就任・退任年月日を明示し、地区連合会長に報告する。

(2) 地区連合会長は、年度始めの会長名簿提出時に会長に報告する。

(3) 会長は、年度始めの役員会に名簿を提出し、表彰の承認を受けるものとする。

第5条 表彰は、原則として定期総会に行うものとする。

付則 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

事務局員職務規程

(総 則)

第1条 この規程は、会則第15条に基づき事務局について定める。

(事務局)

第2条 事務局には、事務局長及び事務局員を置くことができる。

(事務局長)

第3条 事務局長は、会則第15条に基づき三役会で選任し、役員会で承認の上会長が委嘱する。
但し、事務局長は町会長・自治会長以外から選任することができる。

2. 事務局長は、会長の指示により事務一切をつかさどる。
3. 事務局長は、原則ボランティア活動とするが、実費弁償として一定額を支給する。その金額については、三役会で検討し役員会で決定する。

(事務局員)

第4条 事務局員を雇用するときは、会長が行う書類審査と面接結果に基づき三役会で検討・決定し役員会に報告する。

2. 採用が決定した者は、雇用契約書(別紙様式)を取り交わし双方が各一部保管する。
3. 勤務は、原則として毎週月～金曜日の5日間、午前9時～12時までの3時間とする。他に三役会・役員会にも出席するものとする。但し、祝日及び年末年始は休日とする。
4. 会が行う事業・行事にはボランティア活動となるが、出席するものとし実費費用は会の負担とする。
5. パソコン研修会等及び委員会等に出席した場合は、実費弁償として一定額を支給する。その額は、別途三役会で検討し役員会で決定する。
6. 賃金は、三役会で検討し役員会で決定する。毎月月末締めで翌月15日に支払うものとする。尚、通勤交通費は別に定める細則に基き支給する。

(雇用期間)

第5条 事務局員の雇用期間は、一年を超えない範囲としその終期は3月31日とする。尚、会長が必要と認めるときは、雇用期間を更新することができる。

(勤 務)

第6条 事務局員は、八王子市町会自治会事務所に勤務し、会長及び事務局長の指示により誠実に事務局の職務を遂行する。

2. 八王子市町会自治会連合会(以下「町自連」という)の名誉又は信用を傷つける行為をしないこと。
3. 町自連、関係機関等の機密を他に漏らさないこと。
4. 職務を遂行するにあたって、知り得た個人情報等の漏洩防止のために、次に挙げる事項について遵守しなければならない。
 - (1) 知り得た情報を第三者に漏らしたり、私的に利用してはならない。退職後も同様とする。
 - (2) パソコン等から取得できる個人情報等については、コピー、プリントアウト、その他複製及び他のパソコンやネットワークにデータ送信等をしてはならない。

(臨時事務局員)

第7条 職務の都合上、会長が三役会に諮り臨時の事務局員を置くことができる。この場合、業務一回当り実費弁償として実費を支払うものとする。その額は別途三役会で検討し役員会で決定する。

(その他)

第8条 規格外事項については、役員会で協議する。

付則 この規程は、平成18年9月12日に制定し、平成18年7月1日に遡って施行する。

2. 平成19年7月10日改正し、平成19年4月1日に遡って施行する。

3. 平成20年4月8日改正し、平成20年4月1日に遡って施行する。

事務局員の通勤交通費細則

(総 則)

第1条 この細則は、事務局員職務規程の第4条6項に基づく通勤交通費について定める。

(通勤交通費)

第2条 通勤交通費は、賃金の支払い時に併せて支払うものとする。

(交通費算出基準)

第3条 通勤費の対象は、片道2km以上とし、算出基準は下記の通りとする。

1. 公共交通機関を利用する場合は実費を支給する。

2. 自転車の場合は、月額2,000円とする。

3. 原付自転車及び二輪自動車の場合

(1) 2～3km ⇒ 月額 2,000円

(2) 3～6km ⇒ 月額 3,000円

(3) 6～9km ⇒ 月額 4,500円

(4) 9～12km ⇒ 月額 6,000円

(5) 12～15km ⇒ 月額 7,500円

(6) 15～18km ⇒ 月額 8,900円

(7) 18～21km ⇒ 月額 10,400円

(その他)

第4条 規格外事項については、役員会で協議する。

付則 この細則は、平成21年7月14日に制定し、平成21年4月1日に遡って施行する。

広告の取扱規程

(目 的)

第1条 この規程は、当会が作成する広報紙等に掲載する広告の取扱について定め、併せて町会自治会活動に必要で適正な情報の提供に資するとともに、自主財源の確保を図ることを目的とする。

(広告掲載の対象物)

第2条 会員への情報提供に資する印刷物及び電子情報等は、広告掲載に努めるものとする。但し、役員会が広告掲載を妥当でないと認めるものは、広告掲載の対象から除外する。

(掲載の範囲)

第3条 掲載できる広告は、地区連合会及び町会・自治会等の活動を支援するためのものであって、その範囲は次のいずれにも該当しないこと。

- (1) 印刷物等の公共性・中立性及び品位を損なうおそれのあるもの。
- (2) 政治・宗教・個人の宣伝に係わるもの。
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの。
- (4) その他、役員会が「掲載する広告として妥当でない」と認めたもの。

(広告の掲載順序)

第4条 掲載する広告の種類及び掲載の順位は、次の通りとする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公益法人及びそれに類するもの。
- (2) 私企業のうち、公共的性格のある企業。
- (3) (1)及び(2)に掲げる以外の私企業及び自営業。
- (4) その他、掲載する広告として妥当と役員会で認めるもの。

(広告の掲載位置)

第5条 広告の掲載位置は、原則として次の通りとする。

- (1) 「町自連だより」は、一面を除いて広報委員会が指定する位置。
- (2) ホームページは、広報委員会が指定する位置。
- (3) その他、役員会が指定する位置。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料については、印刷物等の作成及び広告募集に要する経費並びに類似広告の市場価格等も勘案し広報委員会で決定するものとする。

(掲載希望者の募集)

第7条 広報紙及びホームページ等により広告掲載希望者を公募するものとする。

2. 前項に係わらず、第4条に定める団体に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告の申込み)

第8条 広告を掲載しようとするものは、広告掲載申込書(別紙様式)に掲載しようとする広告の原稿を添えて、会長に申込みものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 会長は、前条の申込書を受理したときは、広報委員会に諮り第3条に基づく掲載の可否を決定する。尚、掲載枠を超える応募があった場合は抽選とする。

2. 広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に通知(別紙様式)するものとする。

3. 広告掲載の決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という)は、速やかに広告の版下原稿を提出すること。

(広告掲載料の納付)

第 10 条 広告掲載料は、掲載の決定通知後指定する期日までに、一括納入するものとする。

(広告主の責任等)

第 11 条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2. 版下原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取り消し)

第 12 条 会長は、印刷物等の編集・発行上支障があるとき又は指定する期日までに版下原稿を提出しなかったとき、もしくは広告掲載料を納入しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(広告掲載料の返還)

第 13 条 広告掲載が決定した後、広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、広告掲載料を返還する。

(その他)

第 14 条 規格外事項については、役員会で協議する。

付則 この規程は、平成 18 年 10 月 10 日に制定し、即日施行する。

2. 平成 19 年 7 月 10 日改正し、平成 19 年 4 月 1 日に遡って施行する。

ホームページのメンテナンス規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、地区連合会及び町会自治会のホームページの開設及びメンテナンスを、町自連が関わる場合の費用について定める。

(対 象)

第 2 条 この規程の対象は、ホームページ「町自連」の回線を使って行うものを対象とし、外部リンクするものは対象外とする。

(開設費用)

第 3 条 町自連で設定したモデルを使用する場合の当該団体の製作費用は、20,000 円とする。尚、地区連合会の場合は町自連の負担とする。

(メンテナンス費用)

第 4 条 開設したホームページの内容を更新する時の当該団体のメンテナンス費用は、下記の通りとする。尚、作業を自前で行う場合には作業費用は不要となる。

- (1) 立会い費用 1,500 円／回
- (2) 作業費用 3,000 円／回

2. 地区連合会の場合は、年間 4 回まで町自連の負担とする。

(容 量)

第5条 一回当りのメンテナンス容量は、A4(写真込)換算で5枚以内とする。尚、多い場合は別途相談することとする。

(保存期間)

第5条 内容の保存期間は、最長一年間とする。

付則 この規程は、平成20年4月8日に制定し、即日施行する。

2. 平成20年8月12日に改定し、即日施行する。

ホームページの倫理規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、町自連ホームページ(町自連=ちょうじれん)・地区連合会ホームページの作成及び更新のほか、地区連合会及び各町会自治会のホームページをリンクする場合の遵守すべき基準について定める。

(目 的)

第2条 ホームページは、八王子市町会自治会連合会(以下「町自連」という)の役員会が設置した広報委員会の責任の下に、傘下の町会自治会をはじめ八王子市民に対して、人々の交流・親睦をはじめ安全・福祉・健康等更なる増進強化を図り、町会自治会活動の活性化を図るための、情報発信のツールとして活用することを目的とする。

(広報委員会の権限)

第3条 広報委員会では、ホームページに掲載する内容が、前条の目的に沿うものであることの確認を行い、目的を逸脱し公序良俗に反すると判断した場合は、掲載しないものとする。

(リンクの禁止)

第4条 第2条に定める目的から逸脱するところのリンクの設定は禁止する。

(掲載の禁止事項)

第5条 以下の項目については、ホームページに掲載することを禁止する。

1. 役員会で未承認事項
2. 第三者への誹謗・中傷
3. わいせつな画像・文章
4. 著作権を侵害するような記事
5. 暴力を助長するような記事
6. 特定の宗教・政治団体を支持し、又は反対すること。
7. システムの破壊及び正常な運営の妨害につながる情報の掲示
8. 人権侵害や名誉毀損等、法律に触れる内容を含むもの
9. その他不適切な内容を含む記事

(その他)

第6条 規格外事項については、役員会で協議する。

付則 この規程は、平成20年11月11日に制定し即日施行する。

町会等地区連合会交流事業補助金交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、町会自治会等の連合団体である地区連合団体が実施する交流事業に対し、八王子市町会自治会連合会(以下「町自連」という)が、当該年度において予算の範囲で交付する補助金について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 町会等地区連合会の交流事業を推進し、地域活動の活性化に資することを目的とする。
(地区連合会)

第3条 この規程における「地区連合会」とは、町自連に届け出た町会・自治会・管理組合のほか、地域を中心として複数で構成されたもので、自主的かつ民主的に組織し運営されていて市に届出済みの団体をいう。更に、単位町会等間の親睦と融和及び地域福祉の向上を図るため、各種の公共性のある活動を行っている団体をいう。

(交付の対象)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、町会活性化のため、地区連合会の交流事業としてふさわしい内容のもので、年1回とする。

(対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、次の通りとする。

- ① 報償費(講師謝礼等) ② 借上げ費(会場・バス等) ③ 印刷費 ④ 交通費
- ⑤ 教材等購入費 ⑥ 通信運搬費 ⑦ 前各号に挙げるもののほか、補助事業の実施に必要な経費

(算定基準)

第6条 補助金の額は、1地区連合会につき10万円以内とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする地区連合会は、交付申請書(第3号様式)に事業計画書等の関係書類を添えて、指定する期日前までに会長に提出するものとする。

- 2. 八王子市における他の助成金をはじめ、国や他の自治体及び公共団体等からの助成金との併用はできない。
- 3. 交付決定より前に終了する事業は、対象とならない。

(交付決定)

第8条 会長は、前条の交付申請を適当と認めるときは、速やかに交付の決定をし、交付決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助金の交付については、前条に定める交付決定通知の後、申請者からの請求に基づき30日以内に行うものとする。

(補助金の経理と実績報告)

第10条 補助金は、地区連合会の会計に繰り入れた上、第6条に定める事業費として使用しなければならない。

2. 交流事業が完了したときは、完了後1ヶ月以内に事業に要した費用の実績報告書(第5様式)を収支決算書等の関係書類とともに提出しなければならない。

(補助金の額の決定)

第11条 前条第2項の実績報告書を審査した結果、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められる場合には、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書(第6号様式)により申請者に通知するものとする。

(取消し及び返還)

第12条 次の各号に該当する場合は、会長は、補助金の交付を取消し、または既に交付した補助金の返還を命じることができる。

- (1) 補助金をその目的に反して使用したとき。
- (2) その他この規程に違反したとき。

(補助金に関する調査)

第13条 会長は、補助金の交付について必要と認めるときは、地区連合会に対し、交流事業関係書類及び補助金の経理に関する書類を提出させ、または実地に調査することができる。

付則 この規程は、平成20年4月8日制定し、平成20年4月1日に遡って施行する。

2. 平成20年11月11日に改定し、即日施行する。
3. 平成22年9月14日に改定し、即日施行する。
4. 平成22年10月12日に改定し、平成22年11月1日より施行する。

平成22年度 審議会・委員会等委員の参加状況

No.	審議会・委員会等名称	人数	所管部署名
【行政審議会・委員会】			
1	八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会	1	総務部総務課
2	八王子市談合監視委員会	3	財務部契約課
3	八王子市生活安全対策協議会	1	生活案全部暮らしの安全安心課
4	八王子市暴走族追放推進連絡協議会	1	生活案全部暮らしの安全安心課
5	八王子市親切会	2	市民活動推進部協働推進課
6	八王子市防災会議	1	生活安全部防災課
7	八王子市国民保護協議会	1	生活安全部防災課
8	はちおうじ健康づくり推進協議会	2	八王子市保健所保健総務課
9	八王子市子ども政策推進協議会	1	子ども家庭部こどものしあわせ課
10	八王子市迷惑駐車等防止対策連絡会	1	道路事業部交通事業課
11	八王子市交通安全対策協議会	1	道路事業部交通事業課
12	八王子市市民企画事業補助金審査委員会	1	市民活動推進部協働推進課
13	八王子市男女共同参画施策推進委員会	1	市民活動推進部男女共同参画課
14	八王子市斜面緑地保全委員会	1	環境部環境保全課
15	八王子市環境審議会	1	環境部環境政策課
16	八王子市海外都市交流連絡推進協議会	1	市民活動推進部国際交流課
17	八王子市保健福祉センター運営協議会	1	東浅川保健福祉センター
18	八王子市ごみゼロ社会推進協議会	3	環境部ごみ減量対策課
19	八王子市まちづくり審議委員会	1	市街地調整課
20	八王子市地域公共交通会議	1	まちづくり計画部交通政策室
21	八王子市廃プラスチック中間処理施設調査研究協議会	1	環境部ごみ減量対策課
22	八王子市特別職報酬審議会	1	総務部職員課
23	八王子市市史編纂審議会	1	総合政策部市史編纂室
24	八王子市地域保健福祉推進協議会	1	健康福祉部健康福祉総務課
25	八王子市行財政改革推進審議会	1	行政経営部行革推進課
26	八王子市環境推進会議	1	環境部環境政策課
27	八王子市市民参加推進審議会	1	総合政策部政策審議室
28	八王子市地域包括支援センター等運営協議会	1	健康福祉部高齢者支援課
29	八王子市保護司候補者検討協議会	1	東京保護観察所立川支部
30	八王子市保健所協議会	1	保健所保健総務課
31	認知症高齢者ネットワーク会議	1	健康福祉部高齢者支援課
【検討会・策定委員会】			
1	八王子市学校安全対策検討委員会	1	学校教育部教育総務課
2	高齢者計画・介護保険事業計画策定委員会	1	健康福祉部介護保健課
3	高尾地区景観検討委員会	3	相武国道事務所
4	八王子市市街化区域土地利用基本方針検討委員会	1	まちづくり計画部都市計画室
5	災害時用援護者支援推進連絡会	1	健康福祉部健康福祉総務課
6	八王子市中心市街地活性化基本計画策定委員会	1	産業振興部産業政策課
7	八王子市住宅マスタープラン策定市民委員会	1	まちなみ整備部住宅対策課

